

# 常任委員会報告

## 総務財務委員会

### 6月定例会付託議案審査

#### 議第71号 三原市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、本市の税条例の一部改正を行う。主な改正点はふるさと寄附金の控除額の見直し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等である。



#### 議第72号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

公有水面の埋立てに

よって生じた土地を、新たに生じた土地として確認し、隣接する字の区域に編入する。

#### 議第73号 過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域にある各種施設及び設備の改修や、施設の解体等を、過疎地域自立促進計画に追加する。

この計画変更で、過疎対策事業債の財源確保が可能となる。

#### 議第82号 三原市職員の給与の臨時特例に関する条例制定について

国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から26年3月31日まで、本市職員の給与減額措置を実施するため条例を定める。この条例制定で、特別職は200万円程度、一般職は1億4400万円程度、合計で1億4600万円程度の削減額となる。

**問** 財政自主権をないがしろにされているが、国への意見表明をしているか。

**答** 全国の知事会、市長会等において主張しており、来年度以降は国との協議の場が設けられ、検討がされる。

**問** 国は7・8%の減額率を求めているが、本市は5・66%の減額率である。減額率に差が出たときには、国から何らかの措置があるのか。

**答** 国はラスパイレズ指数を100%に近づけることを求めている。減額率の判断は地方に任せており、減額率に差が出ても、国から何らかの措置が課せられるものではない。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

## 福祉文教委員会

### 6月定例会付託議案審査

#### 議第74号 三原市子ども・子育て会議条例制定について

議第74号は、平成25年4月1日に、子ども・子育て支援法が一部施行されたことに伴い、本市の子ども・子育て会議の設置に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

この子ども・子育て会議は、地域の実情を踏まえて、特定教育・保育施設の利用定員の設定、5年を一期とする「三原市子ども・子育て支援事業計画」等への子育て当事者等の意見の反映や、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するため、体制を整備

するもの。

**問** 子ども・子育て会議の委員の構成は。

**答** 子育て中の保護者、公立、私立の小・中学校教諭、PTAの代表者、保育所の保育士、保護者の代表等を会議の委員として予定している。

**問** 子ども・子育て会議の委員の地域性は。

**答** 公募等で委員の選出地域が重なるようであれば配慮し、市内全域で構成したい。

**問** 「子ども・子育て支援事業計画」策定のプロセスは。

**答** 国の子ども・子育て会議で示される基本方針に基づいて進めていくこととなるが、まず地域の

ニーズ調査や、既存施設

に対する意向調査等を行い、その後、保育や教育の量の見込み、それに対する確保の方法等を検討することとなる。また、策定にあたっては、県と協議を行いながら進めていく。

**問** 「子ども・子育て支援事業計画」の位置づけは。

**答** 26年度が最終年次である「三原市次世代育成支援行動計画 後期計画」の後継計画となるものであり、27年度からの5年間の計画である。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



6月定例会付託議案審査

議第76号 三原市廃棄物処理施設設置及び管理条例の一部改正について

し尿及び浄化槽汚泥の処理施設である三原市浄化場の老朽化に伴い、新たに整備中の処理施設の名称及び所在地を定めるもの。

問 現在の浄化場の取り壊しと跡地利用について。

答 本年度、解体工事の設計委託料が予算化されており、工事は次年度以降になるが、業者選定は、入札方式を取り入れていく。また跡地利用については、これまで色々



自主防災組織の防災訓練

要件を感じ、設立機運を高め、活動をも、さらなる市の支援を要望した。大災害が発生すると、同時にいたるところで多数の災害が起き、公共の防災機関は総力をあけて応急対策をおこなうが、全

検討してきたが、非常に広大な土地であり、現時点では決定していないが、有効利用について今後も検討を進めていく。

議第76号は、採決の結果、全員一致で可決した。

生活環境部所管事務調査

三原市の自主防災組織について

平成25年6月末現在、三原市の組織率は、45.5%で、100団体が生動している。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という、「自助」「共助」の考えのもと、未組織の地域でもっと自主防災組織の必

での地域に対応することは困難となる。

そのようなとき、各自がバラバラに動いても個人の力には限界があり、かえって危険な場合もある。隣近所の人と協力しあい、組織的に行動すれば、より大きな力が発揮できる。

地域のコミュニティの活動も、防災のための集まりも、住民のみなさんの活動であることにならない。既にある町内会・自治会組織の中に防災部などを設け、組織化し活動するのが現実的である。

市の自主防災組織の設立までと、設立後の活動支援は次のとおり。

【設立支援】

- ① 出前講座の実施 災害に対する備え等の説明、設立までの手続き支援を行う
- ② 防災資機材の整備に対する助成

【活動支援】

- ① 防災訓練の支援・助成
- ② 防災資機材の追加整備に対する助成

6月定例会付託議案審査

議第77号 三原市学校給食共同調理場設置条例及び三原市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について

三原市東部共同調理場及び三原市漁業集落排水処理施設の位置について、住居表示事業を実施したことに伴い、住所の表示が変更されたため関係条例の整備を行うもの。

議第78号 三原市法定外道路、河川等の管理に関する条例及び三原市道路占用料徴収条例の一部改正について

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部改正に伴い、新たに占用許可対象物として、太陽光発電設備、風力発電設備及び津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設を加え、その占用料を定めるもの。

想定される占用料徴収の対象になる設備、施設は。

答 太陽光発電におけるパネル等を含む発電・売電施設。津波避難施設については、住民や道路利用者が津波から一時的に避難が可能な機能を有する避難タワー等を想定している。

問 設備、施設の設置場所は。

答 道路の交通に支障がないような道路区域内の地面に接する車道以外の道路部分、歩道においては歩行者等の安全かつ円滑な通行ができるよう一定の幅員が確保されているところに設置の許可をしたい。

議第79号 三原市建築審査会条例の一部改正について

組織機構改革により、三原市建築審査会庶務の担当課を建築指導課へ移行したため、関係条例の整備を行うもの。

議第80号 市道路線の廃止について及び議第81号 市道路線の認定について

西宮二丁目において市道改良工事に伴って市道の形態を変更したため、既存の路線を廃止し、新たな市道として認定するもの。

採決の結果、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



西宮二丁目で新たに認定された市道